

報道関係 各位

田辺市環境課
課長 井潤 伴好

令和2年度 田辺市営墓地使用者募集（二次募集）について

田辺市では、下記の通り、田辺市営墓地の使用者を募集します。
募集要項等については、別紙の通りですので、報道方よろしくお願いたします。

記

■ 申込受付期間

令和2年10月12日（月）～23日（金）

■ 募集区画

芳養みどり墓地（西墓地）	20区画
芳養みどり墓地（東墓地）	3区画
天神霊苑	1区画
神子浜墓地	4区画
本宮町大居墓地	2区画

※詳細につきましては、別紙募集要項をご覧ください。

事務担当

田辺市市民環境部 環境課
環境対策係：南山
〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地
内線：2736
TEL：26-9927 FAX：26-7255

募集区画一覧

墓地名 芳養みどり墓地（西墓地）			
住 所 田辺市芳養町1374番地の1			
No	区画番号	永代使用料	チェック
1	(新) 旧畑1段目 54号	80,000	
2	(返還) 旧畑4段目 226号	55,000	
3	(返還) 旧畑4段目 227号	55,000	
4	(返還) 旧山林1段目 1号	70,000	
5	(返還) 旧山林1段目 2号	70,000	
6	(返還) 旧山林1段目 25号	70,000	
7	(返還) 旧山林1段目 26号	70,000	
8	(返還) 旧山林1段目 27号	70,000	
9	(返還) 旧山林1段目 40号	70,000	
10	(返還) 旧山林2段目 15号	60,000	
11	(返還) 旧山林2段目 68号	60,000	
12	(返還) 旧山林2段目 77号	60,000	
13	(返還) 旧山林2段目 94号	60,000	
14	(返還) 旧山林3段目 109号	50,000	
15	(返還) 旧山林3段目 113号	50,000	
16	(返還) 旧山林3段目 114号	50,000	
17	(返還) 旧山林3段目 115号	50,000	
18	(返還) 旧山林3段目 135号	50,000	
19	(返還) 旧山林3段目 145号	50,000	
20	(返還) 旧山林3段目 152号	50,000	

墓地名 芳養みどり墓地（東墓地）			
住 所 田辺市芳養町1374番地の1			
No	区画番号	永代使用料	チェック
1	18号	95,000	
2	264号	95,000	
3	310号	95,000	

墓地名 天神霊苑			
住 所 田辺市天神崎19番17号			
No	区画番号	永代使用料	チェック
1	上段市管理地 383号	150,000	

墓地名 神子浜墓地			
住 所 田辺市文里二丁目32番44号			
No	区画番号	永代使用料	チェック
1	あ区画 9号	280,000	
2	そ区画 12号	280,000	
3	の区画 3号	280,000	
4	の区画 12号	280,000	

墓地名 本宮町大居墓地			
住 所 田辺市本宮町大居990番地の1			
No	区画番号	永代使用料	チェック
1	13号	260,000	
2	58号	260,000	

(新) は造成工事により新たに完成した区画を、
(返還) は返還された空き区画を指します。

令和2年度 田辺市営墓地使用者募集（二次募集）について

田辺市営墓地の利用者を下記の通り、募集します。申込資格・注意事項等をご確認の上、お申込みください。

1 募集区画

募集している区画や区画の詳細については、別紙資料をご覧ください。

2 申込資格

申込みできるのは、田辺市に住民登録をしている方で、下記のいずれかの要件を満たす方となります。現地確認の上、必ず注意事項をお守りください。

- (1) 市営墓地をお持ちでない方で、生前に墓地の申込みを希望される方。
- (2) 市営墓地をお持ちでない方で、自宅等で遺骨を所持・保管されている方。
- (3) 市営墓地をお持ちの方で、使用・未使用を問わず、区画の移動を希望されている方。

ただし、区画の移動は1年以内とし、永代使用料については、移動後の区画の永代使用料を全額納付いただきます。

3 申込みにあたっての注意事項

- (1) 申込みは1世帯につき1区画までです。
- (2) 複数の世帯の方が同じ遺骨を埋蔵する為に重複して申し込む事はできません。
- (3) 公募している墓地の土葬はできません。
- (4) 墓地の譲渡、貸付はできません。
- (5) 不正な申込みが明らかになった場合は全て無効といたします。
- (6) 天神霊苑市管理区画につきましては、天神霊苑管理委員会にて苑内清掃していただいていることから、管理委員会へ氏名・住所・連絡先をお伝えするとともに、管理費として年間2,000円が別途必要となります。

4 申込受付期間及び場所

[受付期間] 令和2年10月12日(月)～23日(金) ※土・日・祝祭日を除きます。

[受付時間] 午前8時30分～午後5時15分

[受付場所] 田辺市役所本庁舎 2階環境課

5 申込方法

「田辺市墓地使用申込書」に必要事項を記入・押印の上、田辺市役所環境課までご提出ください。(用紙は、環境課・芳養連絡所及び各行政局住民福祉課で配布しているほか、ホームページからも取得できます。)

なお、郵送の場合は、田辺市役所環境課まで 10月23日(金) 必着 をお願いします。

6 墓地使用許可予定者及び補欠者の決定

同一区画に申込者が1名の場合は、無抽選で決定します。

同一区画に申込者が2名以上の場合は、公開抽選により決定し、抽選結果は当選者のみ通知いたします。また、1名の補欠者を決定しておきますので、当選者に辞退がある場合は、繰り上げて当選者といたします。

[公開抽選] 11月11日(水) 午前11時～

[抽選会場] 田辺市役所本庁3階 第一会議室

7 墓地使用許可申請手続き

当選者には「田辺市墓地使用許可申請書」を送付しますので、申請書に必要事項を記入・押印の上、下記の書類を添えて、11月20日(金)までに提出をお願いします。

提出の無い場合は、当選を無効としますので、ご注意ください。

申請に必要な書類

- (1) 田辺市墓地使用許可申請書 1通
- (2) 住民票（申込み時点で世帯全員の氏名及び本籍が記載されているもの） 1通

※自宅等で遺骨を所持・保管されている方は、下記①②のいずれかの書類の提出もお願いします。

- ① 自宅で遺骨を持っている場合・・・火葬証明書
(火葬証明書を紛失した場合は、自宅でお骨を持っていることを証明する地域の民生委員等の証明書)
- ② 寺院等のお墓に埋蔵もしくはお骨を預かってもらっている場合
・・・寺院等が発行する埋蔵証明書または納骨証明書

8 使用料の納入と使用許可書の交付

使用許可申請書受理後、使用料の納入通知書を送付しますので、12月18日(金)までに使用料を納入してください。

納入確認後、使用許可書を交付します。

9 問い合わせ先

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地
田辺市環境課 環境対策係 TEL：0739-26-9927（直通）

(本宮町大居墓地に関すること)

〒647-1792 田辺市本宮町本宮 219
田辺市本宮行政局 住民福祉課 保健福祉係 TEL：0735-42-0004（直通）